

湘南「みかんの木 パートナーシップ」プログラム 2017

湘南「みかんの木
パートナーシップ」組合

先着 90 口

※定員に達し次第締切と
させていただきますので、お
早めにお申込み下さい。

申込書

裏面の 湘南「みかんの木パートナーシップ」プログラム規約 に同意の上、申し込みます。

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

必要事項 (太枠内) をもれなくご記入の上、お申込みください。

① ご連絡先

(フリガナ) お名前	
ご住所 〒 □□□□-□□□□ 都道 府県	
電話	FAX
携帯番号 ※必須	
Email (PC)	

② お申込み口数

※お申し込み後、参加費のご請求書をお送りさせていただきますので、お手数ですが請求書発行日より 1 週間以内にお振込みをお願い致します。

¥32,400 (税込) × □ = ¥

③ みかん収穫体験

※みかん収穫体験は、3 日間のうち、それぞれ午前の部と午後の部の 2 回、合計で 6 回開催します。

※参加ご希望の日時 (第 1・第 2 希望) に「○」をご記入ください。午前の部 10:00 -12:00 / 午後の部 13:00 -15:00

※当日雨天の場合の予備日は設けておりません。理由として雨天の翌日のみかんは収穫及び箱詰めには支障をきたすため、最良の状態をご提供できないためです。万が一収穫体験ができない時は、湘南スタイルが責任を持って収穫し、お届けいたします。

※みかん収穫体験を行う農園は、指定の駐車場からそれぞれ徒歩 5 ~ 15 分程の距離となります。車で直接農園に行くことはできませんので予めご了承ください。

※公共交通機関 (神奈中バス) をご利用の場合 JR 二宮駅から集合場所前バス停まで所要時間約 12 分、または、JR 大磯駅から集合場所付近のバス停まで約 5 分です。

※各開催日の集合場所等の詳細地図、当日のスケジュール、注意事項などは、10 月中に郵送にてお送りさせていただきます。

	11/18 (土) 午前の部	11/18 (土) 午後の部	11/25 (土) 午前の部	11/25 (土) 午後の部	12/2 (土) 午前の部	12/2 (土) 午後の部
第 1 希望						
第 2 希望						

※ みかん収穫体験の参加人数をご記入してください。一口につき最大 10 名までをお願いいたします。

参加人数	名
------	---

※ みかん収穫体験へ自家用車でお越しの際は台数を、公共交通機関ご利用の場合は○をご記入ください。

	自家用車 (台数)	公共交通機関
交通手段	※ 一口につき 2 台まで 台	

※本申込書にご記入頂いた個人情報は、当プログラムの目的の範囲内に限って利用させていただきます。

湘南「みかんの木パートナーシップ」プログラム運営事務局 NPO法人湘南スタイル 電話：0467-86-9200 営業日：平日10:00-18:00

FAX 0467-82-3920

24 時間受付中
番号はお掛か間違いのないよう
ご確認下さい。

湘南「みかんの木パートナーシップ」プログラム規約

第1条 (目的)

NPO法人湘南スタイル（以下、「湘南スタイル」といいます。湘南「みかんの木パートナーシップ」組合から運営事務を受託）と第2条に定める参加者（以下「参加者」）とは、地域資源である湘南地域のみかん畑を守り、みかん農家の支援及び地域振興を図ることを目的として、湘南「みかんの木パートナーシップ」プログラム2017（以下「このプログラム」といいます。）に参加します。

第2条 (用語の定義)

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「参加申込書」とは、この規約の表面に表示された『湘南「みかんの木パートナーシップ」プログラム 2017 申込書』をいいます。
- (2) 「参加者」とは、この規約に同意し、この規約および「参加申込書」によるこのプログラムへの申込手続きを行った個人または法人をいいます。
- (3) 「みかん農園」とは、湘南「みかんの木パートナーシップ」組合およびこのプログラムのパンフレットに記載したみかん農園をいいます。

第3条 (参加申込と契約の成立)

1. このプログラムへの参加申込は、参加申込書（紙面）に必要事項を記載して、FAXでの送信、その他所定の方法によって、湘南スタイルにこれを送付して行います。
2. 湘南スタイルは、前項に基づく参加申込を受けた場合には、参加申込者に対し、速やかに、第8条に定める参加費（以下「参加費」といいます。）の請求書を送付するものとします。
3. 参加申込者は、前項に定める請求書を受領した後、当該請求書において指定された期日までに、参加費を湘南スタイルに支払うものとします。
4. 前項に定める参加費の支払いの完了をもって、参加申込者と湘南スタイルとの間に、このプログラムに関する契約が成立するものとし、以後、参加申込者は、参加者となります。

第4条 (解約)

1. 参加者が、湘南スタイルに対して、前条第4項に基づく契約の成立後14日以内に書面をもって解約を申し出た場合には、支払い済みの参加費全額の返還を受けることができます。
2. 参加者は、前項に定める期間が経過した後は、支払い済み参加費の返還を受けることができないことについて、予め同意します。

第5条 (プログラムの期間)

このプログラムの期間は、第3条第4項に定める契約が成立した日から2018年1月31日までとします。

第6条 (イベント参加)

このプログラムの期間中、みかん農園が開催する参加者を対象とした「みかん狩りイベント」に参加することができます。

第7条 (みかんおよび加工品の提供)

1. 参加者は、このプログラムパンフレットに記載されたみかん農園において収穫されるみかん（1）およびその加工品（2）の提供を受けることができます。
2. 前項に定める収穫みかんおよびその加工品の提供時期は、以下のとおりとします。
 - (1) 収穫みかんについては、2017年11月から12月にかけてのみかん狩りの時に、参加者の選択により、みかん狩りに際して持ち帰り、もしくは指定場所への配送（但し別途料金）のいずれかの方法で受領できます。
 - (2) 加工品については2017年12月中旬を目途に受領できます。

第8条 (参加費)

参加者は、このプログラムにおいて提供する第6条記載のイベントおよび第7条記載の商品の対価として、湘南スタイルに対して、参加費（参加口数1口につき32,400円消費税込）を支払います。あらかじめ湘南スタイルとの合意のもと、変更した内容に伴う料金変更については別途決定した対価を支払うものとします。

第9条 (不可抗力)

地震、台風などの自然災害等の不可抗力によって、みかんの収穫が不可能もしくは著しく困難になった場合には、その時点において、このプログラムは終了するものとします。この場合、参加費は返還されません。

第10条 (権利譲渡の禁止)

参加者は、このプログラムのもとで認められているいかなる権利も、第三者に譲渡してはならないことに同意します。但し、湘南スタイルが事前に書面等で承諾した場合はこの限りではありません。

第11条 (個人情報の保護)

湘南スタイルは、このプログラムの申込手続き等を通じて参加者より取得した個人情報について、このプログラムに定める湘南スタイルの義務を履行するために必要な範囲内でのみ使用し、参加者の事前の承諾なく、かかる情報をこのプログラム以外の目的では使用しません。

第12条 (管轄裁判所)

湘南スタイルと参加者との間でこのプログラムに関連して紛争が生じた場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■お問い合わせ■

湘南「みかんの木パートナーシップ」プログラム運営事務局

NPO法人湘南スタイル 〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町 13-48 ワラシナビル 5F

TEL : 0467-86-9200 FAX : 0467-82-3920 E-mail : mikan@shonan-style.jp URL : <http://www.shonan-style.jp>